

東日本大震災・熊本地震被災学生のための平成30年度入学料
及び授業料に係る特別支援について

【趣旨】

東日本大震災・熊本地震による災害救助法適用区域等で家族等が被災した本学の平成30年度新入生及び在学生に対して、平成30年度の入学料免除及び入学後1年間（在学生は平成30年度前期・後期）の授業料免除の実施にあたり、特別に経済的な支援をするものである。

【内容】

1 免除対象者

本学の学部又は大学院研究科に平成30年度に入学する者（科目等履修生、研究生等として入学する者を除く）及び在学生であって、東日本大震災・熊本地震による災害救助法適用区域等で家族等が被災したことに伴い、入学料又は授業料の納付が困難であると認められる者とする。

2 免除の種類

免除額	事由
全額免除	(1) 東日本大震災・熊本地震による災害救助法適用区域で家族等が被災した者で、次のいずれかに該当する者 ・主たる家計支持者が被災により死亡又は行方不明の場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が全壊又は流出した場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水したことにより、主たる家計支持者が1カ月以上の避難生活を余儀なくされた場合 (2) 主たる家計支持者の居住地が福島第一原子力発電所の事故により、警戒区域又は計画的避難区域に指定された者
半額免除	(1) 東日本大震災・熊本地震による災害救助法適用区域で家族等が被災した者で、次のいずれかに該当する者 ・主たる家計支持者が入院加療又はそれと同等の怪我をされた場合 ・主たる家計支持者の所有する自宅家屋が半壊又は床上浸水した場合 ※ いずれにも該当する場合には、全額免除とする。

3 免除対象

平成30年度分入学料及び授業料

4 提出書類

免除対象とする事由を証明する書類。
(死亡又は行方不明を証明する書類、り災証明書、被災証明書、本人申立書等)
なお、通常の「入学料免除・徴収猶予申請書及び授業料免除申請書」も併せて提出。

5 申請期限

平成30年度に入学する者 : 入学料、授業料免除申請ともに入学手続き時
平成30年度在学生 : 通常の授業料免除申請時期（1月、7月）

6 免除の許可・不許可の通知

入学料（文書及び掲示）
春季入学者 : 5月中旬頃
秋季入学者 : 10月中旬頃
授業料（掲示）
前期分 : 6月中旬頃
後期分 : 11月中旬頃